



原告になるには

STEP
1

※シャチハタ不可

表面の訴訟委任状に署名押印し、
アーライツ法律事務所に
郵送する等して提出してください。

送
付
先

アーライツ法律事務所
〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階
TEL 03-6264-1990 / FAX 03-6264-1998

STEP
2

参加費として、
1,000円をお支払いください。

振
込
先

三井住友銀行 名古屋支店
普通口座 8039904
一般社団法人JELF
(イッパンシャダンハウジン ジェルフ)

確認事項

委任者(甲)は、受任者目録記載の弁護士ら(乙)との間の委任契約の締結にあたり、以下の事項を確認する。

1. 甲は、本訴訟とは別の紛争案件等について、以下記載の弁護士が自身の相手方の代理人となっていないことを確認した。
2. 乙は、甲以外の者から委任を受け、必要に応じて、弁護団員を増減するものとする。
3. 乙は、本訴訟に関する甲に対する報告を、ホームページやSNSなどを通じて行うこととし、甲への個別の報告はしないものとする。
4. 甲は、本訴訟の原告らで構成する原告団に加入し、その活動に協力するものとする。
5. 甲は、訴訟の進行、和解、控訴の有無等の判断について、乙に一任する。
6. 本訴訟に関し、甲は乙に対し、参加費として、金1,000円を支払う。支払われた参加費については、理由の如何を問わず、乙は甲に対し返金しないものとする。
7. 甲は、乙に対し、自らが、本書面の締結日において、暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
8. 以下の各号のいずれかに該当する場合において、乙は、甲との委任契約を解除することができる。
 - (1) 甲が、本確認事項に違反した場合
 - (2) その他、甲が他の原告に対する迷惑行為や本訴訟の趣旨目的を阻害する活動を行うなど、委任契約を維持することが適切でない事由が存すると乙が判断する場合

受任者目録

島 昭宏(東京弁護士会)

吉田 理人(東京弁護士会)

寺田 伸子(第二東京弁護士会)

足立 悠 (第二東京弁護士会)

〒104-0045

東京都中央区築地3-9-10築地ビル3階

アーライツ法律事務所

神田 麻(第二東京弁護士会)

〒171-0022

東京都豊島区南池袋3-18-36

富美栄ビル602

弁護士法人池袋吉田総合法律事務所

小出 薫(東京弁護士会)

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-50-1

ウィンド大塚ビル411

グリーンライツ法律事務所

中根 祐介(愛知県弁護士会)

〒444-0862

愛知県岡崎市吹矢町89番地

鶴田ビル3階303号室

ささゆり法律事務所

関口 速人(滋賀弁護士会)

〒520-0044

滋賀県大津市京町3丁目4番12号

アーバン21 5階

滋賀第一法律事務所

福田 凜 (愛知県弁護士会)

〒460-0003

愛知県名古屋市錦三丁目5番30号

三晃錦ビル6階東

弁護士法人名古屋E&J法律事務所



気候正義訴訟

異常が日常になり、さらなる異常が生まれる。そういった変化の連続さえも日常になっていく。

その間、多くの被害が発生し、将来世代は生存そのものを脅かされる。

そんな未来に薄々気づいていながら、正面から向き合おうとはしない。

気候変動をめぐる現在の日本社会の状況はこんなところだろう。

しかし、あきらめるなんていう選択肢はない。

今すぐ行動することは、気候正義の実現へと踏み出すことであり、

この地球を削り取って生きてきたわれわれすべての責任である。

そこで、まず、極めて不十分な気候変動対策を掲げる政府に対して、
相応の責任を果たすことを求めるために、国賠訴訟を提起することとした。

国民一人ひとりが世界に対し、そして未来に対して責任を果たすために、
この訴訟に原告として合流することを強く求める。

気候正義(クライメート・ジャスティス)

ある人々はCO2を大量に排出する快適な暮らしを営んでいる。他方で、高潮や干ばつ、異常気象による深刻な被害を受けている人々がいる。

多くの場合、富める者により排出されたCO2により、弱き者が被害を受けるという構造になっている。

先進国は途上国に対して、今を生きる人々は未来の人たちに対して、気候変動の責任をとるべきである。それが気候正義という概念である。

訴 訟 委 任 状

年 月 日

住 所 〒 -

原告氏名

印

電 話

e-mail

気候変動対策を怠っていることを理由とする国家賠償請求事件につき、下記弁護士及び裏面受任者目録記載の弁護士らを訴訟代理人と定め、原告がする一切の訴訟行為を代理する権限、訴えの取下げ、和解、請求の放棄又は訴訟参加もしくは訴訟引受けによる脱退、控訴、上告もしくは上告受理の申立て又はこれらの取下げ、復代理人の選任を含む一切の権限を授与します。

記

弁護士 島 昭宏(東京弁護士会)

〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10築地ビル3階

アールイツ法律事務所

TEL 03-6264-1990/FAX 03-6264-1998